

秩父市企業情報データベース登録に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秩父市（以下「市」という。）がインターネット上に公開する秩父市企業情報データベースの登録について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 本事業は、市ホームページへの掲載を希望する市内事業者の企業情報（地域、業種、業務分野等）をデータベース化し、事業者情報について項目検索可能な形で掲載することで、市内企業の認知度の向上や域内企業間の取引拡大、若者の就職先となる市内企業情報の周知方法としての活用を目指すものである。

2 本事業によって得られた成果については、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めることとする。

(掲載情報について)

第3条 掲載する情報については、別表1に掲げるものとする。必須項目を除き、事業者は会社の情報を掲載するか選択できるものとする。

(掲載対象事業者)

第4条 企業データベース掲載対象事業者は次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内に本社又は事業所を有している事業者であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業又はこれに類するものでないこと。
- (3) 代表者や団体の役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

ただし、上記の要件を満たす事業者においても、市の判断において掲載を否決する場合がある。

(掲載情報の管理)

第5条 掲載情報に変更があった場合、その掲載している事業者が登録変更フォームにより申請した情報をもとに市が変更する。

(掲載費用)

第6条 本事業に係る掲載料は、無料とする。

(掲載の申込み及び決定)

第7条 申込者は、秩父市企業情報データベースへの掲載申込書又は登録申請フォーマットにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申し込みがあったときは、その諾否を決定し、申込連絡先に電子メールにより当該申込者に通知するものとする。

(掲載期間)

第8条 掲載期間については、掲載が始まった日から1年間とし、原則として、期間終了時に再度1年間の自動更新とする。

2 前項の掲載期間において、市の都合により本事業を閉鎖する場合は、閉鎖する日の30日前までに、掲載している事業者へ通知するものとする。

(責任)

第9条 本事業において、第三者から市に対して、掲載情報に起因する苦情、被害救済又は損害賠償の請求等の問題が生じた場合は、該当する掲載情報を掲載する事業者が解決するものとする。

別表1 (第3条関係)

掲載情報項目	必須項目 (○/×)
社名	○
代表者役職	○
代表者名	○
フリガナ	○
郵便番号	○
所在地	○
電話番号	○
FAX番号	×
E-mail	×
会社ホームページURL	×
創業年月	○
資本金	○
年商	×
従業員数	×
担当者名	×
主要製品・取扱商品・サービス	○
企業の特徴・セールスポイント	○
主な取引先業種または納品先業種	×
今後取り組みたい事業	×
資格・認証	×

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年7月31日から施行する。